

河川・水路占用許可業務における不適切な事務処理について

河川や水路の区域内に、構造物や上空のケーブル線などを設置する際には、占用許可を行うとともに、物件に応じた占用料を占用者から徴収しています。占用料は、年度ごとに本市が発行する納入通知書（納期限 30 日以内）により納付していただいております。継続案件については、5 年ごとに更新手続きを行っています。

このたび、占用の更新許可と占用料の還付について、事務の未処理等により未徴収が 8 件、未還付が 23 件あることが判明しました。このような不適切な事案があったことについて、深くお詫び申し上げるとともに、再発防止に向けた取組について徹底してまいります。

1 不適切な事務処理の状況

占用許可更新のための申請書類を受理した際には、通常年度当初（4 月 1 日）までに手続きを行わなければならないところ、前年度（2～3 月頃）に受領した申請書類の中に、未処理や許可書等の未送付が 8 件（計 7,189,432 円）あることが判明しました。

また、占用料の還付申請についても、手続き未了が 23 件（計 72,691 円）あることが判明しました。

なお、占用許可は、物件の種別や範囲等により局（河川管理課）又は各区土木事務所が行っており、占用料の還付はすべて局で手続きを行っているものです。

(1) 更新許可申請に係る未了 8 件（法人等のみ）・未徴収額合計 7,189,432 円

事案の内容	28 年度更新分		29 年度更新分	
	未処理件数	未徴収額	未処理件数	未徴収額
申請書類の未処理	4 件	126,400 円	—	—
許可書・納入通知書の未送付	1 件	3,904 円	3 件	7,059,128 円

(2) 還付申請に係る未了 23 件（法人等 8 件、個人 15 件）・未還付額合計 72,691 円

事案の内容	29 年度分	
	未処理件数	未還付額
申請書類の紛失	4 件	2,845 円
申請書類の未処理	19 件	69,846 円

2 事案判明の経過

9 月中旬、副担当者が処理済みの占用許可関係書類を整理していたところ、更新手続きが行われていない案件があることに気づき、責任職に報告しました。また、同時期に土木事務所から還付手続きの問い合わせがあり、未了案件があることが報告されました。これらを機に、11 月上旬にかけて課内で調査を行ったところ、上記の事案が判明しました。

3 原因

担当者が事務処理を怠っていたこと、適切な書類管理ができていなかったことが原因です。また、担当者の事務の進捗を組織で十分に把握できていなかったことや責任職によるチェック機能が働いていなかったことも原因です。

4 今後の対応

このたび判明した事案については、占用者に対し謝罪とご説明を行っています。同時に、遅延している手続きについても、年内を目途に完了するよう進めています。

5 再発防止策

申請書類の受付及び送付状況を組織的に把握するため、申請書類の受付及び送付を複数人により行うとともに、受付送付簿を作成します。作成した受付送付簿については、責任職が定期的に確認し進捗状況を把握することで、組織としてのチェック体制を強化します。

また、今後は、申請の多くを占める占用企業者（電気・ガス・通信・上下水道）について、「電子申請」の導入を進め、受付から送付までの状況をシステム上で確認できるようにするなど、更なる対策強化を図ります。

お問合せ先
道路局河川管理課長 仲澤 克彦 Tel 045-671-2819